

森林の土地の所有者届出制度

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が必要になりました。

(届出対象者)

個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出されている方は対象外です。

(届出期間)

・土地の所有者となった日から90日以内

(提出先)

取得した土地のある市町村の長へ提出してください。

(提出書類)

・森林の土地の所有者届出書

(添付書類)

・登記事項証明書(写しも可)又は土地の売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し
・土地の位置を示す図面

水源地域内の土地取引の事前届出制度

平成28年1月1日から、水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときは、30日前までに県に届出をしていただく必要があります。

(届出対象者)

知事が指定する「水源地域」内の森林の土地の取引が対象となります。(相続は対象外)

ただし、取引の相手方が国や地方公共団体、森林整備法人等の場合は届出不要です。

(届出期間)

・契約を締結しようとする日の30日前まで。

(提出先)

県知事あてに提出してください。(各農林事務所 森林・林業室)

(提出書類)

・土地の所有権等の移転等の届出書

(添付書類)

・契約に係る土地の位置を示す図面(2種類:縮尺概ね5万分の1以上、縮尺概ね5千分の1以上)
・土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書等の写し

森林の伐採および伐採後の造林の届出制度

森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行うことが義務づけられています。

また、伐採後の造林が完了したときは、事後に伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告を行うことが義務づけられています。

(平成28年5月の森林法改正により、平成29年4月以降、伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行った方は、事後に市町村長への伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告が必要となりました。)

(届出対象者)

森林所有者や立木を買い受けた者などです。

立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

(届出期間)

(1)伐採及び伐採後の造林の届出:伐採を始める90日から30日前まで
(2)伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告:造林を完了した日から30日以内

(提出先)

伐採・造林する森林がある市町村の長です。

(提出書類)

(1)伐採及び伐採後の造林の届出書
(2)伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告

(留意事項)

市町村長が、市町村森林整備計画に適合した施業が行われるよう、届出があった計画に対し変更や遵守を命じることがあります。

また、無届で伐採した場合等には、市町村長が伐採の中止及び造林を命じることがあります。

森林経営計画に係る伐採等の届出制度

(届出対象者)

森林組合、林業事業者です。(森林経営計画を作成し、認定を受けた者)

(届出期間)

・伐採及び伐採後の造林の届出:伐採、若しくは造林が完了した日から30日以内

(提出先)

森林経営計画の認定された市町村の長へ提出してください。

(提出書類)

・森林経営計画に係る伐採等の届出書

保安林に係る伐採等の届出制度 (間伐、択伐)

(届出対象者)

保安林内において、間伐・択伐を行う場合

(届出期間)

・間伐を行う場合は、事前に知事への届出が必要です。(20～90日前)

(提出先)

県知事あてに提出してください。(各農林事務所 森林・林業室)

(提出書類)

・保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書

〈添付書類〉

・申請図面

保安林に係る伐採等の許可申請制度 (皆伐)

(申請対象者)

保安林内において、皆伐を行う場合

(申請期間)

・皆伐しようとする場合は、事前に知事の許可が必要です。

(年間4回で2・6・9・12月の各1ヶ月の間に許可申請出来ます。伐採は申請月の翌月の1日以降となります。)

(提出先)

県知事あてに提出してください。(各農林事務所 森林・林業室)

(提出書類)

・保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書

〈添付書類〉

・申請図面

* 対象森林がどちらの制度に属するか等、ご不明な点があれば森林組合までお問い合わせください。

* 届出書は森林組合にあります。

* いずれの制度においても、無届け、無許可で実施した場合は、罰金等が科せられる場合があります。

* また、この文書が必要な方は組合までお申し出ください。

(宮川森林組合のホームページからもご覧になれます。 <http://www.miyagawa-shinrin.jp/>)

宮川森林組合
0598-76-0135